

○財務省告示第三百三十四号

南アフリカ共和国、中華人民共和国及びスペイン各國産電解二酸化マンガンに係る関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第二十七項に規定する調査について、同条第二十八項において準用する同条第二十三項ただし書の規定により調査を延長することとしたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十月十五日

財務大臣 麻生 太郎

一 延長される調査の期間 五箇月

二 延長の理由 一部の利害関係者から調査当局の求めに応じて追加の証拠が提出されたことにより、調査の透明性を確保しつつ証拠等の更なる検討を行うためには一層の時日を要するため